

総務産業常任委員会審査報告書

平成 29 年 9 月 21 日

飯綱町議会議長 寺 島 渉 様

総務産業常任委員会委員長 小 林 佳 子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 61 号	平成 28 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 62 号	平成 28 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 63 号	平成 28 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 64 号	平成 28 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 65 号	平成 28 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 68 号	平成 28 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について	認定
陳情第 2 号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

(赤文字のみ報告)

■議案第 61 号 平成 28 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：プラザオーロラ、格納庫及び国有林の借上料について、相手先はどこか。
また、これは土地だけか。

回答①：プラザオーロラは原秀史氏、格納庫は白馬観光開発株式会社、国有林は中部森林管理局。土地だけである。

質疑②：原氏のところは、昔よりも相当減額されている。白馬観光開発は 89 万円とのことだが、安くならないか。国有林の料金改定はどの様になっているか。

回答②：国有林の料金改定は 3 年に 1 回見直しがある。平成 27 年度は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日の 1 年間の分であったが、平成 28 年度は調整期間ということで、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの特例となっている。そのため平成 29 年度は倍くらいの額になる。

質疑③：通常なら年間で 250 から 260 万円ということか。

回答③：そのとおり。この金額も昔に比べると安くなっている。

質疑④：決算報告書の財産に関する調書で、牟礼菌体飼料製造施設というのがあるが、これは何か。

回答④：その場所はスキー場のごみ置き場として使っている。

意見⑤：牟礼菌体飼料製造施設は、生ごみを堆肥にする施設として活用していたが、現在は利用していない。

反対討論：この会計については、予算にも反対してきた経緯があるので反対である。今年のスキー場事業特別会計の決算は、ここにあるように、管理運営納付金免除になっているわけである。本来、納付金はここにあるように、639,446 円もらうところである。10 条の規定によって減額、額の変更ということで免除している。このことは、町のとってきた方針である財政的支援はしない、損失補償分の金額は回収していくという方針に反するのではないか。

賛成討論：自然災害でやむを得ない措置であると、賛成する。

採 決：賛成多数で認定とした。

○議案第 62 号 平成 28 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：浄化槽の耐用年数は何年か。

回答①：40 年から 50 年ほどである。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 63 号 平成 28 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

質疑①：平成 32 年度に企業会計へ移行するとの事だが、収支のバランスはとれているのか。

回答①：とれていない。

質疑②：企業会計への移行について議論はされているのか。

回答②：内部で検討している。農業集落排水施設を特定環境保全公共下水施設へ統合することで維持管理費の削減と、経営戦略により料金改定をしていく予定である。

質疑③：コンポスト肥料の利用状況はどうか。

回答③：牟礼西部以外はやや余っている状況である。

意見④：住民への啓発をもっと行った方がよい。

質疑⑤：コンポスト処理に要する基金は積立しているのか。

回答⑤：積立していない。

意見⑥：コンポスト処理に係る収支決算を示してもらいたい。

質疑⑦：上赤塩処理場において放射能が検出された理由は何か。

回答⑦：詳しい理由は不明である。

質疑⑧：各処理場の維持管理費について内容を検討しているのか。

回答⑧：過去に実施し、単価を下げている経過がある。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 64 号 平成 28 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

質疑①：統合に向けてクリーン飯綱の処理能力は大丈夫か。

回答①：1 池増設したので大丈夫である。

質疑②：水洗化率は近隣市町村に比べてどうなのか。

回答②：比較的早期に導入しているので水洗化率は高い方である。

質疑③：鳥居川に放流する際、北信漁業組合に許可は得ているのか。

回答③：許可はもらっていない。

質疑④：未納額の回収はどのように行っているのか。

回答④：現在課で行っているが、本来課を超えて取組むべきと考える。

意見⑤：新たな未納者を出さない対策を講ずることも大切だ。

意見⑥：町全体で未納者を減らすことを考えていくことが、今後の課題の一つである。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 65 号 平成 28 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：除草作業委託料は、高すぎるのではないかと。

回答①：町道の除草と同様、1㎡あたり30円の単価で契約している。委託に際し、シルバー人材センターやオーガニックリゾートなど地域の団体に優先的に依頼することとしている。

質疑②：原田地区は用地取得当時からの活用方法に苦慮しているが、町で活用、あるいは山本食品株式会社に売却など、明確な方向性を出せないか。

回答②：地盤が弱く、町として住宅造成するには問題があるが、建物を建てて貸し出すということであれば可能と考える。若者住宅として、あるいは第6次産業の加工施設という可能性も出ているが、山本食品への売却も選択肢の一つとして、何とか方向を見出したい。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 68 号 平成 28 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について

質疑①：人口減少に伴う収益減の状況についてどのような対策を考えているか。

回答①：料金体系の見直しとして基本料金、使用水量に対する料金の区別及び3年から5年ごとの使用水量料金検討の実施を考えている。

質疑②：町内企業で水を多く消費しているところはあるか。建設中の山本食品はどうか。

回答②：企業としてはニチアスセラテックが多く使用している、山本食品については、使用量は多くないと聞いている。

質疑③：起債等の利率が高いものについては、一括償還及び借換えなどで有利にできることはないか。

回答③：一括償還及び借換えは可能であるが、償還にかかる利息補償など考慮すると、それほど有利にはならないと思われる。

質疑④：監査報告書の中で人事異動において会計の混乱があった旨記載があるが状況はどうか。

回答④：異動で着任した職員が、年度当初体調不良で療養休暇となったため、企業会計処理の確認がおろそかになってしまった。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情

説 明：石川副委員長による陳情書の朗読

質 疑：なし

反対討論：安倍政権が計画している全国森林環境税は、地方自治体の反発が相次いだため、導入を先送りしてきたものであり、今回の陳情はその環境税の早期実現を求めるものです。しかし、2016年4月1日現在37府県と横浜市で森林環境税が導入されており、長野県でも森林づくり県民税が導入されています。さらにここへ全国森林環境税を導入するということになれば、二重課税になるという点です。すでに実施している自治体からは反対意見が相次いでいます。環境税については国民に等しく負担を求めるのではなく、地球温暖化対策税の拡充を図り、使途として森林吸収源対策を位置づけ財源を充てるべきです。その際は企業の製造責任、排出責任を明確にした環境対策税とすべきです。

賛成討論：森林整備などの地球環境保全は世界的な課題である。上流部の自治体だけでなく都市部も含め、国民全体の責務として負担し合う必要がある。森林環境税創設の趣旨に賛同する。

採 決：賛成多数で採択とした。